

岩手県告示第845号

平成20年10月17日付け岩手県報第10804号登載保安林の指定施業要件の変更予定(平成20年岩手県告示第716号)の内容について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不分明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成20年12月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更する予定の森林に係る通知の要旨

- (1) 指定施業要件を変更する予定の森林の所在場所 北上市口内町長洞2の1、2の2、2の7、2の10、2の12
(2) 所在が不分明である通知の相手方 小野良道、菅野嘉蔵、菅野與惣治、菅野真吉、菅野甚吉、菅野助右エ門、菅野清三郎、菅野清吉、菅野千松、菅野忠七、菅野長右エ門、菅野富藏、菅野忠之丞、菅野ヤス、菅野勇吉、菊池伊代吉、菊池幸之助、後藤與治右エ門、後藤與兵衛、菊池武兵衛、後藤ミヤヨ、昆野丑松、昆野亀治、昆野亀右エ門、昆野勘之丞、昆野勘兵エ、昆野菊松、昆野金蔵、昆野與五郎、昆野三之丞、昆野三之助、昆野周右エ門、昆野清作、昆野富藏、昆野昌吉、昆野松之助、昆野巳之蔵、昆野春治、昆野彦十郎、昆野理助

2 通知の内容を掲示した場所 北上市役所